

# 菅野雅之裁判長は、徹底審理を尽くせ！

## 農地強奪強制執行を許すな

みなさん。9月24日、成田市のプロ農家・市東孝雄さんの農地取り上げをめぐる裁判が東京高裁第4民事部・菅野雅之裁判長のもとで開かれます。

成田空港会社（NAA）は、市東家が親子3代100年にわたって耕し続けてきた農地を強制的に奪おうとしています。安全で安心な無農薬有機野菜を育て、消費者に届けることに誇りをもって農業に取り組んでいる市東さんの耕す権利、生きる権利を奪うことは絶対に認めることはできません。

## 「強制的手段の放棄」を確約

そもそも、NAAは強制執行を請求する権利を放棄しています。空港反対闘争の数10年に及ぶ闘いの結果、成田空港の事業認定は失効し、強制的な土地取り上げを認める土地収用法は適用できません。空港公団（現NAA）は収用裁決申請を取り下げました。そして「あらゆる意味において強制的手段は用いてはならず、あくまで話し合いによって解決」との所見について運輸大臣（当時）も空港公団も完全に同意し受け入れています。

## 菅野裁判長は正義を貫け！

菅野裁判長が、この合意を破ることを

認め、再び強制執行を行ってもかまわないと判断するならば社会的正義をつかさどるべき裁判所は死んだも同然です。

一企業の利益、時の政権の政策に追随する誇りなき「ヒラメ裁判官」を私たちは断じて許しません。

「菅野裁判長は徹底審理を尽くせ」「強制執行を許可するな」の声を共に上げてください。9月24日の裁判傍聴にぜひご参加ください。



強制収用の対象となっている畑で草取りをする市東さん（6月21日）

## 請求異議裁判

### ・控訴審第一回

日時：9月24日（火）

午後2時30分開廷

場所：東京高等裁判所102号法廷

※傍聴券の抽選が想定されます。午後1時30分までにお集まり下さい。